

大阪市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例案

大阪市食品衛生法施行条例（平成12年大阪市条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）のうち、その標記部分が同一のものの改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定のように改め、その標記部分が異なるものの改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
<p>(許可証)</p> <p>第3条 市長は、<u>法第55条第1項</u>の規定による許可（以下「営業許可」という。）をしたときは、その申請をした者に対し許可証を交付するものとする。</p> <p>[2 略]</p> <p>3 許可営業者は、<u>次の各号のいずれかに該当する</u>ときは、直ちに第1項の許可証を市長に返納しなければならない。</p> <p><u>(1) 廃業したとき</u></p> <p><u>(2) 営業許可が取り消されたとき</u></p> <p><u>(3) 営業許可が失効したとき</u></p> <p>4 許可営業者は、第1項の許可証を紛失し、<u>毀損</u>し、又は汚損したときは、許可証の再交付を受けなければならない。</p> <p>[5 略]</p> <p><u>(ふぐの処理等の届出)</u></p> <p><u>第5条</u> 許可営業者は、<u>営業許可を受けた施</u></p>	<p>(許可証)</p> <p>第3条 市長は、<u>法第52条第1項</u>の規定による許可（以下「営業許可」という。）をしたときは、その申請をした者に対し許可証を交付するものとする。</p> <p>[2 同左]</p> <p>3 許可営業者は、<u>営業許可が取り消され、又は失効した</u>ときは、直ちに第1項の許可証を市長に返納しなければならない。</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>4 許可営業者は、第1項の許可証を紛失し、<u>き損</u>し、又は汚損したときは、許可証の再交付を受けなければならない。</p> <p>[5 同左]</p> <p>[新設]</p>

設において初めてふぐ処理者（食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号。以下「省令」という。）別表第17第1号への規定によりふぐの種類の鑑別に関する知識及び有毒部位を除去する技術等を有すると市長が認める者をいう。以下同じ。）にふぐを処理させ、又はその立会いの下に他の者にふぐを処理させようとするときは、あらかじめ、当該ふぐ処理者の氏名その他市規則で定める事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとする場合も同様とする。

2 前項の規定による届出をした許可業者は、その届出に係る営業許可を受けた施設においてふぐを処理しなくなったときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

3 許可業者は、営業許可を受けた施設において初めて生食用食肉（「食品、添加物等の規格基準」（昭和34年厚生省告示第370号）第1食品の部D各条の項の生食用食肉（牛の食肉（内臓を除く。以下この目において同じ。）であって、生食用として販売するものに限る。以下この目において同じ。）の目（以下「生食用食肉規格基準」という。）に規定する生食用食肉をいう。以下同じ。）を加工し、又は調理しようとするときは、あらかじめ、次の各号に掲げる者（生食用食肉規格基準に規定する生食用食肉の加工基準が適用される場合にあつては、第4号に掲げる者を除く。）であつて生食用食肉を取

り扱うものの氏名その他市規則で定める事項を市長に届け出なければならない。届出た事項を変更しようとする場合も同様とする。

(1) 法第48条第1項に規定する食品衛生管理者（以下「食品衛生管理者」という。）の資格を有する者（同条第6項第4号に該当する者にあつては、食肉製品製造業（同条第7項に規定する製造業に限る。）に従事する者に限る。）

(2) 市長が指定する講習の課程を修了した者

(3) 都道府県知事、他の保健所を設置する市の市長又は特別区の区長が実施し、又は指定する講習を受けた者のうち、市長が生食用食肉を取り扱う者として適切と認めるもの

(4) 省令別表第17第1号イに規定する食品衛生責任者である者

4 前項の規定による届出をした許可営業者は、その届出に係る営業許可を受けた施設において生食用食肉を加工し、又は調理しなくなったときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(休業等の届出)

第6条 許可営業者又は法第57条第1項の規定による届出をした者（以下「届出営業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、10日以内に、その旨を保健所長に届け出なければならない。

[削る]

(廃業等の届出)

第5条 許可営業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、10日以内に、第3条第1項の許可証を添付してその旨を保健所長に届け出なければならない。

(1) 廃業したとき

(1)・(2) [略]

2 許可業者又は届出業者の相続人、破産管財人又は清算人は、次の各号のいずれかに該当するときは、10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 許可業者又は届出業者が死亡し、かつ、法第56条第1項の規定による許可業者の地位の承継又は法第57条第2項において読み替えて準用する法第56条第1項の規定による届出業者の地位の承継が行われないとき

(2) 許可業者又は届出業者が破産したとき

(3) 法人である許可業者又は届出業者が合併以外の理由により解散したとき

3 許可業者の相続人、破産管財人又は清算人が行う前項の規定による届出には、第3条第1項の許可証を添付しなければならない。

4 法第48条第1項に規定する業者は、同条第8項の規定により届け出た食品衛生管理者を置かなくなったとき又は自らが食品衛生管理者でなくなったときは、15日以内に、その旨を保健所長に届け出なければならない。

第7条・第8条 [略]

(手数料)

第9条 [略]

2 営業許可に係る事務で次の各号に掲げる

(2)・(3) [同左]

2 許可業者の相続人、破産管財人又は清算人は、次の各号のいずれかに該当するときは、10日以内に、第3条第1項の許可証を添付してその旨を保健所長に届け出なければならない。

(1) 許可業者が死亡し、かつ、法第53条第1項の規定による許可業者の地位の承継が行われないとき

(2) 許可業者が破産したとき

(3) 法人である許可業者が合併以外の理由により解散したとき

[新設]

3 法第48条第1項に規定する業者は、同条第8項の規定により届け出た同条第1項の規定による食品衛生管理者（以下「食品衛生管理者」という。）を置かなくなったとき又は自らが食品衛生管理者でなくなったときは、15日以内に、その旨を保健所長に届け出なければならない。

第6条・第7条 [同左]

(手数料)

第8条 [同左]

2 [同左]

ものについては、当該各号に定める額の手
数料をその申請をする者から徴収する。

〔(1) 略〕

〔2〕 調理の機能を有する自動販売機により
食品を調理し、調理された食品を販売す
る営業に係る営業許可の申請に対する審
査 1件につき 9,600円

〔3〕 食肉販売業に係る営業許可の申請に対
する審査 1件につき 9,600円

〔4〕 魚介類販売業に係る営業許可の申請に
対する審査 1件につき 9,600円

〔5〕 魚介類競り売り営業に係る営業許可の
申請に対する審査 1件につき 21,000
円

〔6〕 集乳業に係る営業許可の申請に対する
審査 1件につき 9,600円

〔7〕 乳処理業に係る営業許可の申請に対す
る審査 1件につき 21,000円

〔8〕 特別牛乳搾取処理業に係る営業許可の
申請に対する審査 1件につき 21,000
円

〔9〕 食肉処理業に係る営業許可の申請に対
する審査 1件につき 21,000円

〔10〕 食品の放射線照射業に係る営業許可の
申請に対する審査 1件につき 21,000
円

〔11〕 菓子製造業に係る営業許可の申請に対
する審査 1件につき 14,000円

〔12〕 アイスクリーム類製造業に係る営業許
可の申請に対する審査 1件につき

〔(1) 同左〕

〔2〕 喫茶店営業に係る営業許可の申請に対
する審査 1件につき9,600円（露店営業
に係るものにあつては、4,800円）

〔3〕 菓子製造業に係る営業許可の申請に対
する審査 1件につき14,000円（露店営
業に係るものにあつては、7,000円）

〔4〕 あん類製造業に係る営業許可の申請に
対する審査 1件につき14,000円

〔5〕 アイスクリーム類製造業に係る営業許
可の申請に対する審査 1件につき
14,000円

〔6〕 乳処理業に係る営業許可の申請に対す
る審査 1件につき21,000円

〔7〕 特別牛乳搾取処理業に係る営業許可の
申請に対する審査 1件につき21,000円

〔8〕 乳製品製造業に係る営業許可の申請に
対する審査 1件につき21,000円

〔9〕 集乳業に係る営業許可の申請に対する
審査 1件につき9,600円

〔10〕 乳類販売業に係る営業許可の申請に対
する審査 1件につき9,600円

〔11〕 食肉処理業に係る営業許可の申請に対
する審査 1件につき21,000円

〔12〕 食肉販売業に係る営業許可の申請に対
する審査 1件につき9,600円

14,000円

(13) 乳製品製造業に係る営業許可の申請に対する審査 1件につき21,000円

(14) 清涼飲料水製造業に係る営業許可の申請に対する審査 1件につき21,000円

(15) 食肉製品製造業に係る営業許可の申請に対する審査 1件につき21,000円

(16) 水産製品製造業に係る営業許可の申請に対する審査 1件につき16,000円

(17) 氷雪製造業に係る営業許可の申請に対する審査 1件につき21,000円

(18) 液卵製造業に係る営業許可の申請に対する審査 1件につき21,000円

(19) 食用油脂製造業に係る営業許可の申請に対する審査 1件につき21,000円

(20) みそ又はしょうゆ製造業に係る営業許可の申請に対する審査 1件につき16,000円

(21) 酒類製造業に係る営業許可の申請に対する審査 1件につき16,000円

(22) 豆腐製造業に係る営業許可の申請に対する審査 1件につき14,000円

(23) 納豆製造業に係る営業許可の申請に対する審査 1件につき14,000円

(24) 麺類製造業に係る営業許可の申請に対する審査 1件につき14,000円

(25) そうざい製造業に係る営業許可の申請に対する審査 1件につき21,000円

(26) 複合型そうざい製造業に係る営業許可

(13) 食肉製品製造業に係る営業許可の申請に対する審査 1件につき21,000円

(14) 魚介類販売業に係る営業許可の申請に対する審査 1件につき9,600円

(15) 魚介類競り売り営業に係る営業許可の申請に対する審査 1件につき21,000円

(16) 魚肉練り製品製造業に係る営業許可の申請に対する審査 1件につき16,000円

(17) 食品の冷凍又は冷蔵業に係る営業許可の申請に対する審査 1件につき21,000円

(18) 食品の放射線照射業に係る営業許可の申請に対する審査 1件につき21,000円

(19) 清涼飲料水製造業に係る営業許可の申請に対する審査 1件につき21,000円

(20) 乳酸菌飲料製造業に係る営業許可の申請に対する審査 1件につき14,000円

(21) 氷雪製造業に係る営業許可の申請に対する審査 1件につき21,000円

(22) 氷雪販売業に係る営業許可の申請に対する審査 1件につき14,000円

(23) 食用油脂製造業に係る営業許可の申請に対する審査 1件につき21,000円

(24) マーガリン又はショートニング製造業に係る営業許可の申請に対する審査 1件につき21,000円

(25) みそ製造業に係る営業許可の申請に対する審査 1件につき16,000円

(26) しょうゆ製造業に係る営業許可の申請

の申請に対する審査 1件につき
21,000円

(27) 冷凍食品製造業に係る営業許可の申請
に対する審査 1件につき 21,000円

(28) 複合型冷凍食品製造業に係る営業許可
の申請に対する審査 1件につき
21,000円

(29) 漬物製造業に係る営業許可の申請に対
する審査 1件につき 14,000円

(30) 密封包装食品製造業に係る営業許可の
申請に対する審査 1件につき 21,000
円

(31) 食品の小分け業に係る営業許可の申請
に対する審査 1件につき 14,000円

(32) 添加物製造業に係る営業許可の申請に
対する審査 1件につき 21,000円

[削る]

[削る]

3 前項の規定にかかわらず、同項各号に規定する営業を営む者が行う当該営業に係る営業許可の更新の申請に対する審査又は同項各号に規定する営業を営む者から当該営業を譲り受けた者が行う当該営業に係る営業許可の申請（省令第67条第1項ただし書の規定により営業設備の構造を記載した図面の添付及び同項第5号に掲げる事項の記載を省略することができるものに限る。）に対する審査については、1件につき、それ

に対する審査 1件につき16,000円

(27) ソース類製造業に係る営業許可の申請
に対する審査 1件につき16,000円

(28) 酒類製造業に係る営業許可の申請に対
する審査 1件につき16,000円

(29) 豆腐製造業に係る営業許可の申請に対
する審査 1件につき14,000円

(30) 納豆製造業に係る営業許可の申請に対
する審査 1件につき14,000円

(31) 麺類製造業に係る営業許可の申請に対
する審査 1件につき14,000円

(32) 総菜製造業に係る営業許可の申請に対
する審査 1件につき21,000円

(33) 缶詰又は瓶詰食品製造業に係る営業許
可の申請に対する審査 1件につき
21,000円

(34) 添加物製造業に係る営業許可の申請に
対する審査 1件につき21,000円

3 前項の規定にかかわらず、同項各号に規定する営業を営む者が行う当該営業に係る営業許可の更新の申請に対する審査又は同項各号に規定する営業を営む者から当該営業を譲り受けた者が行う当該営業に係る営業許可の申請（食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）第67条第1項ただし書の規定により営業設備の構造を記載した図面の添付及び同項第5号に掲げる事項の記載を省略することができるものに限る。）

<p>ぞれ当該各号に定める額の10分の8に相当する額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)の手数料をその申請をする者から徴収する。</p> <p>(手数料の納付の時期)</p> <p><u>第10条</u> [略]</p> <p>(手数料の減免)</p> <p><u>第11条</u> 市長は、特別の事由があると認めるときは、<u>第9条</u>の規定による手数料を減額し、又は免除することができる。</p> <p><u>第12条・第13条</u> [略]</p>	<p>に対する審査については、1件につき、それぞれ当該各号に定める額の10分の8に相当する額の手数料をその申請をする者から徴収する。</p> <p>(手数料の納付の時期)</p> <p><u>第9条</u> [同左]</p> <p>(手数料の減免)</p> <p><u>第10条</u> 市長は、特別の事由があると認めるときは、<u>第8条</u>の規定による手数料を減額し、又は免除することができる。</p> <p><u>第11条・第12条</u> [同左]</p>
<p>備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に行われている大阪市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例（令和2年大阪市条例第9号）附則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例による改正前の大阪市食品衛生法施行条例別表営業の管理運営基準第1第6項第2号又は同基準第2第6項第2号の規定による届出は、この条例による改正後の大阪市食品衛生法施行条例（以下「改正後の条例」という。）第5条第3項の規定による届出とみなす。
- 3 改正後の条例第6条第2項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に生じた事由について適用し、施行日前に生じた事由については、なお従前の例による。
- 4 改正後の条例第9条第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる申請に対する審査については、1件につき、それぞれ同項各号に定める額の10分の8に相当する額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）をその申請をする者から徴収する。
 - (1) 食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号。以下「改正法」という。）第2条の規定による改正前の食品衛生法（以下「改正前の食品衛生法」という。）第52条第1項の規定による許可（その有効期間の満了の日が改正法第2条の規定の施行の日（以下「法施行日」という。）の前日であるものに限る。）を受けている者が法施行日において行う同条の規定による改正後の食品衛生法（以下「改正後の食品衛生法」という。）第55条第1項の規定による許可（以

下「法改正後の営業許可」という。)の申請であって、当該申請を行う日において改正前の食品衛生法第52条第1項並びにこの条例による改正前の食品衛生法施行条例(以下「改正前の条例」という。)第8条第2項及び第3項の規定の適用を受けたとしたならば同項の規定により同条第2項各号に定める額の10分の8に相当する額の手数料をその申請をする者から徴収することとなるもの

(2) 食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(令和元年政令第123号)附則第2条の規定によりなお従前の例により行うことができることとされた営業を行っている者が当該営業の許可の有効期間の満了の日以前に行う法改正後の営業許可の申請であって、当該申請を行う日において改正前の食品衛生法第52条第1項並びに改正前の条例第8条第2項及び第3項の規定の適用を受けたとしたならば同項の規定により同条第2項各号に定める額の10分の8に相当する額の手数料をその申請をする者から徴収することとなるもの

5 改正後の条例第9条第2項及び第3項の規定は、施行日以後の申請(前項各号に掲げるものを除く。)に対する審査に係る手数料について適用し、施行日前の申請に対する審査に係る手数料については、なお従前の例による。

令和3年2月25日提出

大阪市長 松井一郎

説明

食品衛生法等の一部改正に伴い、ふぐの処理等に係る届出に関し必要な事項等を定めるとともに、営業許可の申請に対する審査に係る手数料等を改め、併せて規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。